

館林市立多々良中学校

いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1. 本方針策定の意義

いじめは、すべての生徒に関する問題である。いじめ防止基本方針の策定はすべての生徒が安心して安全に学校生活を送ることができるための指針である。全職員が、いじめは絶対に許されないこと、いじめることを許さない、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢を毅然とした態度で示していくことが必要である。また、どんな些細なことも親身になって相談に応じることで生徒が安心して学校生活を送ることができる。これらのことがいじめの発生、事態の深刻化を防ぎ、いじめを絶対に許さない生徒の意識を育て、いじめを許さない学校の風土を醸成していくことになる。

そのためには、教育活動のすべてにおいて、生徒の人権を大切にするという精神を育て、全職員が一丸となり生徒一人一人の人権と多様な個性を尊重しながら指導を行っていくことが重要である。

本校では、「自主」「誠実」「協力」を教育目標とし、「生徒が安心して楽しく学べる学校をつくる」を重点施策としている。また、校内研修では道德教育の充実に取り組み、重点項目を「自主・自立」「思いやりの心」「生命の尊重」「公正・公平」として、全職員で教育活動を実施している。いじめは重大な人権侵害であり、生徒の内面を将来にわたって深く傷つけてしまうものであり、どのような理由があっても絶対に許されるものではない。

そこで、本校は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（平成 29 年 3 月 14 日）に基づき、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2. いじめに対する基本的な考え方

（1）いじめの定義・とらえ方（いじめ防止推進法、いじめ防止等の基本方針より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的な態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる 等

（2）いじめの禁止（いじめ防止推進法より）

児童等はいじめを行ってはならない。

第2 いじめ防止のために

1. 基本的な考え方

いじめを防止するために、「教師・生徒がいじめ防止に対する正しい認識をもつ」こと、「いじめを許さない学校風土の醸成」が必要であると考え。そのために、教育・学習の場である学校・学級の中で人権が大切にされる環境が整っていることが求められる。職員はいじめ防止に対する認識を持ち、学校生活のすべての場面で人権の大切さについて生徒に正しく伝えていくことが必要である。また、日頃から生徒指導の3機能（「自己決定の場を与える」「自己存在感を与える」「共感的な人間関係を育成する」）を生かした教育活動を行い、よくできたら褒め、認めることにより生徒の自己存在感を高め、共感的な人間関係を育成することにより、いじめの未然防止に努める。

2. いじめ防止に向けてもつべき基本的な認識

- ・ いじめはどの生徒にも、どの学校に起こりうるものである
- ・ いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない
- ・ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている
- ・ いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する
- ・ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3. 具体的な手立て

(1) 未然防止

① 学年・学級経営の充実

いじめは絶対に許さないという教師と生徒の共通理解を基盤として、学年・学級経営の充実を図っていく。そこで、以下の点に重点的に取り組んでいく。

- ・ お互いを認め合い、生徒一人ひとりを大切にしたい学級経営
- ・ 教職員と生徒との信頼関係の構築
- ・ 全職員による情報の共有と連携
- ・ 学校内のルールや規則をしっかりと守らせる指導の継続
- ・ 相手の立場を考えて行動でき、正しい言葉使いのできる集団づくり

② 人権教育の充実

良好な人間関係を築いていくことは、未然防止につながる。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・ 人権週間と中心にした命や人権を大切にする指導
- ・ ネット上の人権問題の指導
- ・ いじめを許さない集団づくり

③ 道徳教育の充実

いじめ防止につながる「思いやりの心」や「命の尊さ」を育む中心となるのが道徳教育である。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・ 問題に対して生徒が自分のこととして捉え、考え、議論する授業
- ・ いじめを許さない心情を高める授業の積み重ね

④ 面談の実施

年間計画の通り、三者面談や家庭訪問を定期的に行う。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・ 担任や学年職員で行うチャンス相談
- ・ 計画的な二者面談
- ・ スクールカウンセラーや相談員の活用
- ・ 保護者とスクールカウンセラーや相談員との面談のコーディネート

⑤ 生徒指導部会と教育相談部会との連携

毎週行われる生徒指導部会及び教育相談部会で気になる生徒を共通理解し、その気になる生徒により注意が向き、未然防止に役立てていく。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・ 各学年と各部会と担任との情報共有
- ・ いじめ防止委員会との連携
- ・ 養護教諭と担任が連携できるようにコーディネート

⑥ 生徒が分かる喜びを味わえる授業実践

生徒の学校生活はほとんど授業時間である。よって、生徒同士、生徒と教員の人間関係を豊かにできる場は授業である。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・ 生徒が分かる喜びを味わうことができる授業づくり
- ・ お互いの意見を発表し認め合い、学び合いを通じた人間関係の構築
- ・ 生徒の成長を認める学習支援
- ・ 授業中の規律の徹底

⑦ 生徒会活動との連携

生徒会が中心となっていていじめ防止に向けた様々な活動を行っていくことで学校が活性化し、いじめを生まない学校風土が構築されていく。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することができるような働きかけと場の設定
- ・生徒が主体となっていていじめ防止活動に取り組み、生徒の自己有用感や自己肯定感の向上
- ・生徒が学校生活の中から課題をみつけ、それを解決していこうとする態度の育成

⑧ ネット上のいじめ防止

生徒間のトラブル防止対策として、以下のような点について指導の充実を図っていく。

- ・外部機関と連携した情報モラル講習会の実施
- ・人権教育と関連を図ったネット利用時の注意点の指導
- ・長期休業前にメディアを使用した生活習慣の見直し

⑨ 校内研修の充実

いじめ対策について職員の意識向上と生徒理解のため、以下の点について校内研修の充実を図っていく。

- ・学校いじめ防止基本方針の周知、徹底
- ・いじめ対策についての年間を通した校内研修の実施

⑩ 家庭や地域との連携

いじめ対策において、家庭との連携は欠かすことができない。担任や部活動担当が日常の様子を家庭と共通理解しておくことがいじめの未然防止につながる。そこで、以下のような点について重点的に取り組んでいく。

- ・各種通信を通して、生徒の活躍やよさを発信
- ・学級懇談会や三者面談等で積極的な声掛け
- ・スクールカウンセラーや相談委員の周知
- ・PTAやその他の関係機関とも情報交換の機会の設定

(2) 早期発見

① 日常生活での見取り

全職員がチームとして休み時間や給食準備中の生徒の様子を観察したり、生徒とコミュニケーションを図ったりする中で生徒の様子を見守り、いじめの早期発見に努めていく。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・授業担当者による早めの授業準備
- ・休み時間や給食の準備時の学年全職員による指導
- ・生活ノートの活用による生徒の見取り
- ・学級担任、教科担当、部活動担当等の日常的な生徒の情報交換

② 学校生活アンケートの実施

毎月第3週目に全生徒を対象に行っている。以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・いじめの問題はもちろん、その他の悩みについてのその日のうちの聞き取り
- ・記入された内容は学級担任により、学年の生徒指導担当、学年主任、管理職へ報告

③ 悩み投書箱の設置

教員や友達に話にくいことや直接相談したいこと、誰かに聞いてもらいたいことなど、悩み事や相談したいことがある生徒の相談しやすい環境を整えていく。以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・こころや体に関する悩みや家族に関わる悩みなどを「相談カード」に記入し、投入する。
- ・毎週水曜日に確認をし、「相談カード」が入っていれば、教員から声をかける。すぐに見てもらいたい時は直接担任の先生などに渡してもらう。
- ・悩みや相談事について話をじっくり聞く。

④ 相談活動の充実

生徒及び保護者がいじめに対して相談できるように、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・教育相談による学級担任や学年職員、相談員、養護教諭、スクールカウンセラーのチャンス相談
- ・保護者に対して各種通信（学校便り、学年通信、学級通信）や懇談回答を通してのスクールカウンセラーの周知
- ・保護者に対して各種通信（学校便り、学年通信、学級通信）や懇談回答を通しての市適応指導教室の周知

⑤ 保護者との連携・情報共有

いじめを早期発見していくためには保護者との連携は必要である。以下の点について重点的に取り組んでいく。

・PTA 本部役員、学校評議員、学校関係者の評価等を活用し、学校や地域のいじめ対応状況について定期的に協議する場の設定

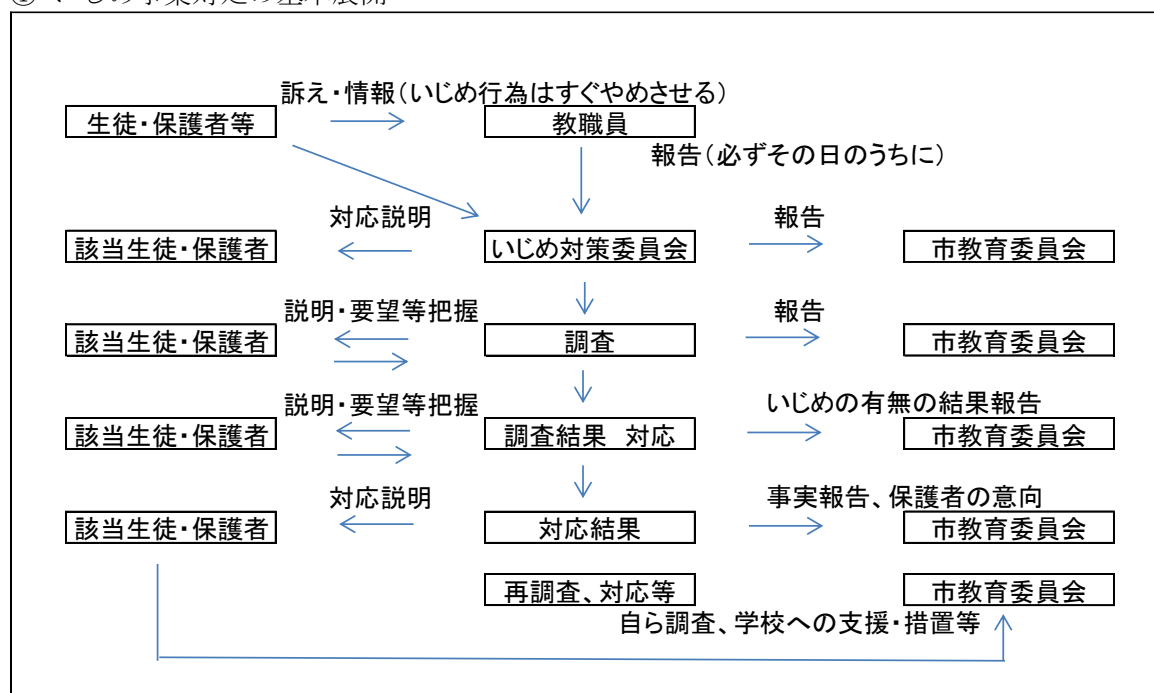
⑥ ネット上を通じて行われるいじめへの対応

ネットを通じて行われるいじめでの早期発見のために、以下の点に重点的に取り組んでいく。

- ・ネットパトロールの実施
- ・ネット上の不適切な書き込み等の問題箇所の印刷と保存
- ・被害拡大を阻止するための該当書き込み等の迅速な削除
- ・必要に応じた地方法務局、館林警察署への通報により適切な援助

(3) いじめの発見・通報を受けたときの対応と解消

① いじめ事案対応の基本展開



② 初期対応

いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、状況等の確認を行い、その行為の問題点について毅然とした態度で指導する。

生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、親身になって話を聞き、どのような状況であったかを把握するために、いつ・どこで・だれが・どのように関わっていたかを整理し、記録に残す。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

いじめの通報を受けたときの初期対応においては、いじめを受けた生徒や保護者の思いに寄り添い親身になって事情を聞いていくことが大切である。その際、いつ・どこで・だれが・どのような状況であったかをしっかりと把握することが必要である。聞き取った内容は記録に残し、その後の対応がスムーズにいくようにする。その後、通報を受けた職員は、速やかに学校いじめ対策委員に報告し、学級担任等が一人で抱え込むことのないようにするため、学校の組織的な対応を図っていく。

③ 情報の共有

いじめとして疑わしい状況の発見は、通報から得た情報をもとにいじめ対策委員会がいじめとして対応するかどうか検討し、対応等を判断していく。また、いじめの訴えは、得た情報をもとにいじめ対策委員会が対応等を判断していく。その情報は、朝の職員打ち合わせや定例の生徒指導部会及び教育相談部会、職員会議などで情報を共有する。その際、いつ、どこで、だれが、どのようないじめをうけたかという事実の確認を最優先し、解消に向け情報の共有を行う。いじめに対する正しい事実認識が解決の足がかりとなる。

④ 対応メンバーの決定

いじめ対策委員会の構成委員により組織的な対応を図っていくが、いじめられた生徒にとって信頼できる人（担任、学年職員、相談員、養護教諭やSC）を増やす等柔軟に対応していく。また、外部との連携が必要な際には同様に柔軟に対応していく。

⑤ いじめられた生徒及びその保護者への支援

いじめ対策委員が中心となって、個々の事案に応じた適切な対応を行う。いじめられた生徒から聞き取りを行う際には、生徒を傷つけないように、「あなたは悪くない」ということを明確に伝え、親身になって話を聞いていく。

事実が明らかになったらいじめられた生徒の保護者宅へ家庭訪問を行い、学校で把握した事実を伝える。同時に学校として生徒を守り支援していくことを伝え、今後の対応方針を示し、できる限り不安を除去できるように努める。いじめられた生徒が安心して学校生活を送れるように複数の職員の協力のもと、学校生活全般に渡って安全を見守り確保していく。また、状況に応じてスクールカウンセラーや相談員等の協力を得ていく。

そして、いじめが解決したと思われる場合でも、再発する可能性が考えられるため、長期（三か月以上）継続して十分な注意を払い、機会を得て、必要な支援を行っていく。

⑥ いじめた生徒及びその保護者への支援

速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる生徒から事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。また、いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、いじめ防止委員会が中心となり複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

⑦ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝えていく。

⑧ 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、市教育委員会や市教育研究所と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑨ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、市教育委員会や所轄警察署等の外部機関と連携して対応する。また、情報モラル教育を進めるため、教科において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

⑩ 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、館林市教育委員会に速やかに報告する。また、場合によっては所轄警察署等へも報告する。
- ・館林市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・いじめを行った生徒が性行不良で他の生徒の教育に妨げがある場合は、館林市教育委員会と協議の上、出席停止を命じる。

第3 いじめ問題に取り組むための組織対応

1. いじめ防止のための組織

(1) 組織対応の基本的な考え方

名称「いじめ防止委員会」

(2) 構成員

学校長(委員長) 教頭 教務主任 生徒指導主事(各学年生徒指導担当) 各学年主任
教育相談主任(各学年教育相談担当) 特別活動主任 養護教諭 相談員 通級教室担当
スクールカウンセラー(SC) スクールソーシャルワーカー(SSW) 学校医
(なお、会議や事案に応じて、柔軟に対応する)

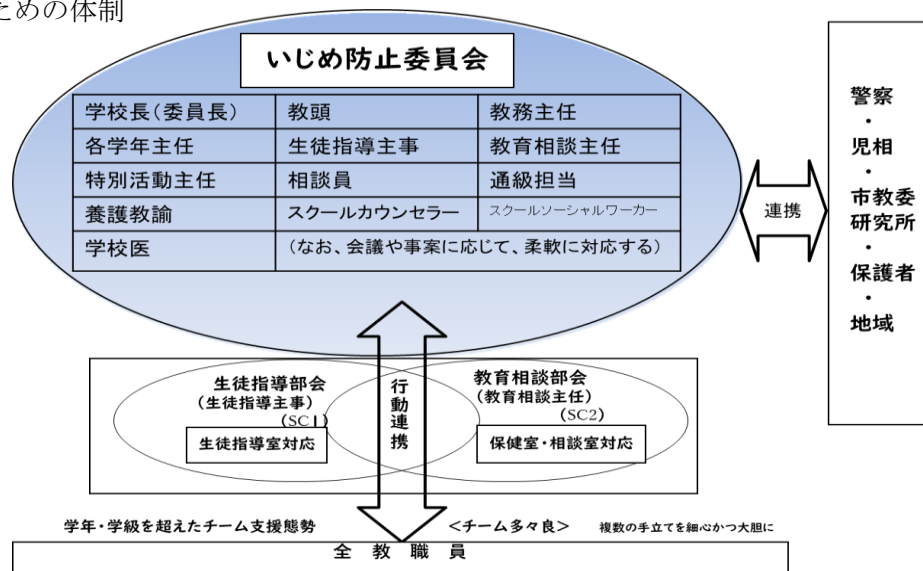
(3) 役割

- ① いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの早期発見
- ④ いじめの対応
- ⑤ 教職員の資質向上のための研修
- ⑥ 年間計画の企画と実施
- ⑦ 年間計画の進捗のチェック
- ⑧ 各取組の有効性のチェック
- ⑨ いじめ防止基本方針の見直し

(4) 開催方法・機会

いじめと思われる事案が発生した際には、学校長(委員長)の判断により、緊急開催とする。また、その際には基本となる構成員に加え、事案に応じて柔軟にメンバーを策定する。また、年間計画に基づき、いじめ対策の活動の中心となって組織的に取り組む。

(5) いじめ防止のための体制



第4 校内研修の実施

1. いじめ防止のための対策と取組

基本方針に従って、以下の通り実施する。

	全県の 取組	生徒会活動	1 年	2 年	3 年
4 月		○対面式 ○ポスターの掲示	相談窓口の周知 二者面談	相談窓口の周知 二者面談	相談窓口の周知 二者面談
			月1回の「学校生活アンケート」実施		
5 月	春の「いじめ防止強化月間」	○あいさつ運動	学級委員等の生徒を中心に「多々良中をより良くするため」について学級や生徒会で話し合い、いじめに防止について考える。のぼり旗を活用し校区内で連携した運動にする。		
			体育祭	体育祭	体育祭
6 月 7 月	いじめ防止フォーラム	○生徒総会の開催 ○体育祭へのかかわり	高原学校		
8 月 9 月		○いじめ防止宣言を全校生徒に紹介する。 ○いじめ防止標語・ポスター応募呼びかけ ○生徒会役員選挙	移動音楽教室 二者面談	移動音楽教室 二者面談	三者面談 修学旅行 二者面談
10 月		○合唱祭へのかかわり	合唱祭	合唱祭	合唱祭
			いじめ防止宣言リーフレット配布・活用		
11 月		○人権集会（人権週間） ○地域ふれあい学習の企画・運営	人権講話 三者面談	人権講話 三者面談 職場体験	人権講話 三者面談
			○学級活動の充実 ・各学級の課題について話し合い活動を行う。 ・各学級で出された意見や決定事項を生徒会がまとめ、全校生徒や家庭に紹介。		
12 月	冬の「いじめ防止強化月間」	○あいさつ運動	1回目との比較をし、年間の実践を評価する。		
1 月 2 月 3 月	市町村別いじめ防止子ども会議	○他校のよい取組を本部役員会で報告する。		スキー教室	
			○振り返り：1年間の活動を振り返り、次年度につなげる。		

2. 校内研修実施計画書

いじめ防止等のための研修を実施する。

時期	研修内容
4 月	・ 第 1 回いじめ防止委員会の開催 ・ 「学校いじめ防止基本方針周知」のための研修
5 月	・ 「学校として特に配慮が必要な児童生徒（障害、帰国子女、性同一性障害、東日本大震災により被災した児童生徒）へのいじめ防止」のための研修
6 月	・ 「学校行事の際に配慮すべきいじめ防止の取組」のための研修 ・ 「SOS の出し方」のための研修
7 月	・ 第 2 回いじめ防止委員会の開催 ・ いじめに対する措置（取組状況チェックシート）による全職員の評価と振り返り
8 月	・ 学期初めに向けた「いじめ防止の取組」のための研修 ・ 「携帯・インターネット問題」のための研修
9 月	・ 第 3 回いじめ防止委員会の開催 ・ 学校評価での「いじめ防止のための取組についての評価と改善点」の職員への周知
10 月	・ 「学校行事の際に配慮すべきいじめ防止の取組」のための研修
11 月	・ 三者面談に向けた「いじめ防止の取組」のための研修
12 月	・ 第 4 回いじめ防止委員会の開催 ・ いじめに対する措置（取組状況チェックシート）による全職員の評価と振り返り
1 月	・ 学期初めに向けた「いじめ防止の取組」のための研修
2 月	・ いじめ防止会議の情報共有による「いじめ防止の取組」の研修 ・ 学校評価での「いじめ防止のための取組についての評価と改善点」の職員への周知
3 月	・ 「卒業、進級の際に配慮すべきいじめ防止の取組」のための研修 ・ いじめに対する措置（取組状況チェックシート）による全職員の評価と振り返り ・ 第 5 回いじめ防止委員会の開催

第 5 家庭や地域、関係機関との連携

1. 基本方針の周知

入学式や PTA 総会、各種通信（学校便り等）学校 Web ページを通じて、学校いじめ対策基本方針の保護者への周知や地域への周知を図る。また、家庭訪問や三者面談を有効な機会として捉え、保護者への周知や啓発を図る。

2. 地域や保護者の理解、連携協力

PTA 本部役員、学校評議員、学校関係者評価等を活用し、学校や地域のいじめ対応状況について定期的に協議する機会を設定し、理解を図っていく。また、学校評価結果についても各種通信（学校便り等）や学校 Web ページを活用し、いじめ対策の取組を発信していく。

3. 警察との連携

生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに館林警察署に通報し、適切に援助を求めていく。

4. 児童相談所や福祉部局等との連携

発生事案に応じて、東部児童相談所から適切に援助を求めていく。また、館林教育研究所や館林こども福祉課とも連携を図り、適切に援助を求めていく。

5. 法務局との連携

ネット上のいじめに対する対応の際に、事案に応じて法務局、前橋地方法務局と連携を図り、適切に援助を求めていく。

6. 関係機関・相談窓口一覧

①関係機関

- ・館林市立多々良中学校（TEL 0276-72-4025）
- ・館林教育委員会（TEL 代表 0276-72-4111）
- ・館林教育研究所（TEL 0276-72-0542）
- ・館林警察署（TEL 0276-75-0110）
- ・東部児童相談所（TEL 0276-31-3721）
- ・前橋地方法務局（TEL 027-221-4466）

②相談窓口

- ・いじめ相談ホットライン（TEL 0120-889756 群馬県総合教育センター子ども教育相談室）
- ・24時間子供SOSダイヤル（TEL 0120-0-78310 群馬県総合教育センター）
- ・よい子のダイヤル（TEL 027-224-4152 群馬県生涯学習センター）
- ・子どもホットライン24（TEL 0120-783-884 群馬県中央児童相談所）
- ・子ども人権110番（TEL 0570-070-110 前橋地方法務局人権擁護課）
- ・群馬いのちの電話（TEL 027-221-0783 群馬県いのちの電話）
- ・スクールホットライン群馬（TEL 080-8730-6969 電話による外国人の子どもの教育相談窓口）

7. 上記の関係機関・相談窓口については学校 Web ページにて公開していくと同時に各種通信（学校便り等）にて生徒、保護者への周知を図る。

第6 検証と評価

1. いじめ防止及びいじめ早期発見、いじめへの対処の取組状況

いじめ防止及びいじめ早期発見、いじめへの対処の取組状況について検証と評価を行うために「取組状況チェックシート」（別紙参照）を作成し、学期ごとに職員による評価を実施し、いじめ対策委員会にて点検・改善を図っていく。

2. 組織的体制の機能と組織的取組の状況

組織的体制の機能と組織的取組の状況について検証と評価を行うために「取組状況チェックシート」（別紙参照）を作成し、学期ごとに職員による評価を実施し、いじめ対策委員会にて点検・改善を図っていく。

また、学校評価においても問題を隠さず、いじめ実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を踏まえた目標設定や目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、いじめ対策委員会が中心になり、改善を図っていく。

附則 この方針は令和7年3月26日に策定した。
 この方針は令和7年4月1日に公布・施行する。